

## 5. 再就職援助の措置の実施

### 再就職援助の措置を実施するにあたって

- 求職活動支援書を作成した事業主は、求職活動支援書の内容に基づき、離職予定者に対する再就職援助の措置を実施してください。
- 事業主は、再就職援助の措置を実施するときは、再就職の援助に関する業務を担当する「再就職援助担当者」を選任し、労働組合等の意見を聴いてその業務を行うことが必要です。

### 再就職援助の措置の具体例

- 再就職に資する教育訓練、カウンセリング等の実施、受講等のあっせん
- 求職活動のための休暇の付与  
(再就職のための会社訪問、教育訓練の受講、資格試験の受験等)
- 在職中の求職活動に対する経済的支援の実施  
(上記休暇についての賃金支給、教育訓練等の実費相当額の支給等)
- 民間の再就職支援会社への委託
- 求人の開拓、求人情報の収集・提供、関連企業等への再就職のあっせん

など

### 定年退職者や継続雇用期間満了者に対する再就職援助の措置について

- 定年退職者や継続雇用制度期間満了者に対しては、65歳までの雇用が確保される前日(平成25年3月31日)までは解雇等により離職する者と同様に再就職援助の措置を実施するように努めてください。
- また、上記の者が求職活動支援書の作成も希望している場合は、事業主の方は書面の自主的な作成も併せてお願いします。